

総合計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り						
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進						
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援						
基本事務事業名		漁港の整備						
事業名		漁港整備事業						
総合計画	政策の柱	III 豊かな環境のもとに快適な生活ができる島根の国造り						
	政策名	3 便利な暮らしの実現						
	施策名	1 道路網の整備						
基本事務事業名		幹線道路の整備に資する漁港臨港道路整備事業						
事業名		広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業						
1. 趣旨								
防波堤や岸壁、臨港道路等の漁港施設の整備並びに当該漁港を根拠地とする漁船が利用する共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の整備。								
2. 事業概要								
事業の種類	実施要件				負担率			実施地区数
	計画事業費	利用漁船隻数、港勢	対象漁港種別	採択単位	国	県(市町村)		
地域水産物供給基盤整備事業	1事業当たり3億円を超えるもの	1漁港当たり50隻以上又は陸揚げ金額1億円以上	第1種漁港又は第2種漁港(広域漁港整備事業を行わないもの)	複数の漁港及び漁場(原則同一市町村内)を一括して一事業とする	漁港	1/2～	1/2～	7
					本土	5.5/10	4.5/10	
広域漁港整備事業	1事業当たり3億円を超えるもの	第2種漁港は1漁港当たり200隻以上又は陸揚量5千ト以上	第2種漁港第3種漁港第4種漁港	漁港と漁場(共同漁業権内)を一括して一事業とする	漁港	2/3～1/2	1/3～1/2	5
					本土	5.5/10～	4.5/10～	
港整備交付金	対象施設毎に、計画期間(3～5年間)における現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき算定した額の合計として交付限度額を算定	地方港湾及び第1種漁港	地方港湾と第1種漁港	地方港湾において共通する課題に対応する施設	漁港	1/2	1/2	1
					本土	1/2	1/2	
3. 事業実施主体 県・市町村								
4. 当初予算額								
I-2-2		・地域水産物供給基盤整備事業		1, 359, 460千円				
		・広域漁港整備事業		525, 000千円				
		・港整備交付金事業		61, 700千円				
III-3-1		・広域漁港整備事業		387, 000千円				

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り																												
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進																												
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援																												
基本事務事業名		漁場の造成・開発																												
事業名		漁場整備事業																												
<p>1. 趣旨</p> <p>漁業の生産基盤である漁場の整備及び開発を行うことにより、漁業経営の安定的な発展と水産物の安定供給に寄与するとともに、漁村地域の活性化を図る。</p>																														
<p>2. 事業概要</p> <p>1) 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業活動、出荷流通の拠点である漁港の沖合域に、魚礁設置による優良な漁場造成や既存の天然礁の機能強化を行う。 ・ 沖合域には、まき網も利用可能な大規模な漁場造成を行う。 ・ 「つくり育てる漁業」の効率的な推進を図るために、稚魚の保護育成や餌料環境を改善するための増殖場の造成を行う。 <p>2) 負担割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">負担率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁設置</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増殖場</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 10</td> <td>4 / 10</td> </tr> </tbody> </table>					区分	事業主体	負担率			国	県	市町村等	魚礁設置	県	1 / 2	1 / 2	-	市町村	1 / 2	1 / 3	1 / 6	増殖場	県	1 / 2	1 / 2	-	市町村	1 / 2	1 / 10	4 / 10
区分	事業主体	負担率																												
		国	県	市町村等																										
魚礁設置	県	1 / 2	1 / 2	-																										
	市町村	1 / 2	1 / 3	1 / 6																										
増殖場	県	1 / 2	1 / 2	-																										
	市町村	1 / 2	1 / 10	4 / 10																										
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>																														
<p>4. 当初予算額</p> <p>467,300千円</p>																														

総合 計画	政策の柱	Ⅱそれぞれの地域で安全・安心な生活ができる島根の国造り
	政策名	1 安全な生活の確保
	施策名	7 災害に強い県土づくり
基本事務事業名		漁港・漁港海岸施設災害復旧事業
事業名		災害復旧事業
<p>1. 趣旨</p> <p>本県海岸線には漁港施設及び海岸保全施設が整備されているが、毎年、冬季風浪や台風などによる災害を受けている。</p> <p>漁港施設及び海岸保全施設に係る災害は、民生安定上、また、社会経済上重大な影響があるため、本事業により早期復旧を図る。</p>		
<p>2. 事業概要</p> <p>1) 根拠法規</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S 2 6 . 3 . 3 1 法律第 9 7 号）</p> <p>2) 対象施設</p> <p>① 漁 港</p> <p>外郭施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 係留施設：岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場 水域施設：航路及び泊地</p> <p>② 海 岸</p> <p>国土を保全するために防護することを必要とする海岸、または、これに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設</p> <p>3) 採択の範囲</p> <p>① 最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風により発生した災害</p> <p>② 最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害</p> <p>③ 1箇所の工事の費用が、県に係るものにあつては120万円以上、市町村に係るものにあつては60万円以上</p> <p>4) 国庫負担率</p> <p>本土：2／3、離島：4／5</p>		
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>		
<p>4. 当初予算額</p> <p>150,000千円</p>		

総合 計画	政策の柱	Ⅱそれぞれの地域で安全・安心な生活ができる島根の国造り
	政策名	1 安全な生活の確保
	施策名	7 災害に強い県土づくり
基本事務事業名		漁港海岸の保全
事業名		漁港海岸保全事業
1. 趣旨		
津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資する。		
2. 事業概要		
(1) 高潮対策事業・侵食対策事業		
①事業概要		
国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため（高潮対策）又は貴重な国土を海岸侵食から守るため（侵食対策）海岸保全施設の新設・改良を行う事業。		
②採択基準		
高潮・波浪・津波（高潮対策）又は侵食（侵食対策）による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1 km当たり、5 ha 以上又は50人以上を基準とする。 総事業費が本土の県営、市町村営ともに1億円以上であること、離島の県営、市町村営ともに5千万円以上であること。		
③国庫補助率 本土 1/2 離島 5.5/10		
(2) 海岸環境整備事業		
①事業概要		
国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備を図る事業。		
②採択基準		
周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、より総合的なレクリエーション機能が発揮でき、民間の施設と競合しないもの。また、本事業で造成された施設等は地方公共団体が一元的に管理運営できるものであること。 総事業費が県営・市町村営ともに1億円以上であること。		
③国庫補助率 本土・離島 1/3		
3. 事業実施主体		
県、市町村		
4. 当初予算額		
高潮対策事業		40,000千円
侵食対策事業		16,630千円
海岸環境整備事業		
計		56,630千円

総合 計画	政策の柱		Ⅲ豊かな環境のもとに快適な生活ができる島根の国造り					
	政策名		4 快適な暮らしの実現					
	施策名		2 快適な居住環境づくり					
基本事務事業名			漁村環境の整備					
事業名			漁村環境整備事業					
1. 趣旨								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を行う。また、市町村が行う漁村地域における下水道や緑地広場等の整備を支援する。 								
2. 事業概要								
1) 漁港環境整備事業								
事業の種類	実施要件				負担率		実施 地区 数	
	計画 事業費	計画規模 (全体計画面積)			国	県 (市町村)		
漁港 環境整備事業	1事業当たり5千万円 以上のもの	第1, 2種漁港: 1,200 m ² 以上 第3, 4種漁港: 2,500 m ² 以上			本土 離島	1/2 1/2	1 -	
2) 漁業集落環境整備事業								
事業の種類	実施要件				負担率		実施 地区 数	
	計画 事業費	漁業依存 漁家率	対象人口	採択単位	国	市町村		
漁業集落 環境整備事業	1事業当 り3千万円 以上のもの	依存度又は 漁家率1位	人口300人 (集落排水は100人) 以上5000人以下	漁港背後又は 漁港背後以外の 漁業集落	本土	1/2	1/2	8
					離島	1/2	1/2	3
3) 漁村再生交付金								
事業の種類	実施要件				負担率		実施 地区 数	
					国	市町村		
漁村再生交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が策定した「漁村再生計画」に基づき実施される水産業の生産基盤及び生活環境施設の整備、事業実施主体が提案する地域の想像力を活かした漁村の再生に必要な整備を行うもの ・ 漁港情勢・社会情勢の変化等によって需要が著しく減少した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進するもの 				本土	1/2	1/2	2
					離島	60/100	40/100	1
4) 汚水処理施設整備交付金								
事業の種類	実施要件				負担率		実施 地区 数	
					国	市町村		
汚水処理施設 整備交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が策定した「地域再生計画」において、計画の目標を達成するために必要な事業として「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置付けていること ・ 同一の市町村で所管部局が異なる2種以上の施設の整備を計画期間中(5ヶ年)に実施するもので、効率的な汚水処理の普及促進を図るものであること 				本土	1/2	1/2	2
					離島	1/2	1/2	-
3. 事業実施主体 県・市町村								
4. 当初予算額								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港環境整備事業 100,000千円 ・ 漁業集落環境整備事業 597,951千円 ・ 漁村再生交付金事業 150,830千円 ・ 汚水処理施設整備交付金 3,340千円(県指導監督費) 								

総合 計画	政 策 の 柱	I 活力と働きのかを生ま出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政 策 名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施 策 名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		漁港の整備		
事 業 名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
漁港整備事業（県単）		38,317 千円	・ 漁業活動の基盤である漁港施設で、国庫補助事業対象外の施設の新設・改良を行なうことにより、漁港機能の増大を図る。	県
漁港管理		31,480 千円	・ 国庫補助の対象とならない、付属工作物の小規模な修繕、取り替え等、既存の漁港施設の補修を行なうことにより、漁港施設の機能保持を図る。また、路面損傷が進み、通行に支障を来している臨海道路の補修等を行ない、円滑な漁業活動に資する。	県

審議会等一覧

(2) 条例によるもの

所 属 課	名 称	概 要	委員数
漁港漁場整備課	浜田漁港管理会	浜田漁港の維持管理に関する 重要事項を調査審議する	9人